

「都市計画法第34条第7号」の運用基準

(平成12年 4月 1日施行)

(平成19年11月30日施行)

「都市計画法第34条第7号」に規定する建築物又は第1種特定工作物とは、市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設(以下「既存工場」という)における事業と密接な関連を有する事業の用に供するもので、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要と認められるもので、次の各項に該当するものとする。

- 1 市街化調整区域内に立地する既存工場に対して自己の生産物の5割以上を原料又は部品として納入している場合であって、それらが既存工場における生産物の原料又は部品の5割以上を占める場合で、既存の事業に対し、生産、組立て、出荷等の各工程に関して不可分一体の関係にあると認められるもの。
- 2 既存の事業の質的改善が図られる場合等であること。
- 3 立地に際しては、次の各号に適合すること。
 - (1) 申請建築物等は、製品、資材の搬入、搬出及び品質管理等を効果的に行うため、概ね既存工場から1キロメートル以内に立地されるものであること。
 - (2) 申請建築物等の敷地面積及び延べ面積は既存工場を上回るものでないこと。
 - (3) 申請建築物等は必要最小限のものとし、周辺と調和するものであること。
- 4 当該土地へ申請建築物等を立地させることを既存工場が要望等しており、「密接関連」を将来にわたって担保等が得られること。
- 5 既存工場は、他法令においても適合していること。
- 6 当該土地が農地である場合は、農地転用の許可が受けられるものであること。